

令和7年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

1 各集落協定の締結状況および交付額

No	集落協定名	区域	実施期間	交付対象農用地 (㎡)		合計	交付額 (円)
				田			
				急傾斜	緩傾斜		
1	上野集落協定	上野	R7～R11	248,229	46,377	294,606	5,583,825
2	弥高集落協定	弥高	R7～R11	37,877	0	37,877	795,417
3	大清水集落協定	大清水	R7～R11	82,395	201,749	284,144	4,228,431
4	上平寺集落協定	上平寺	R7～R11	40,385	5,165	45,550	1,389,719
5	寺林集落協定	寺林	R7～R11	5,820	85,599	91,419	1,472,688
6	藤川集落協定	藤川	R7～R11	37,587	130,511	168,098	2,601,513
7	柏原農業集落協定	柏原	R7～R11	0	242,322	242,322	2,966,546
8	伊吹集落協定	伊吹	R7～R11	0	92,217	92,217	737,736
9	東草野集落協定	東草野	R7～R11	428,574	208,486	637,060	15,524,942
10	小泉集落協定	小泉	R7～R11	9,926	0	9,926	268,002
合計：10集落協定				890,793	1,012,426	1,903,219	35,568,819

2 農業生産活動等の実施状況

各集落協定で定めている、水路・農道等の清掃や畦畔および法面の草刈り、農地と一体となった周辺地の下草刈り等、多面的機能確保の活動が実施されました。

3 農業生産活動等の体制整備の実施状況

全10集落協定が体制整備のための前向きな活動として、他の集落協定や組織、非農業者との協力関係を作り、協定の活動を継続できる体制づくりを進めるためのネットワーク化活動計画を作成しました。

また、加算措置の取組状況として、3協定が超急傾斜農地保全管理加算に、4協定がネットワーク化加算に、2協定がスマート農業加算に、1協定が集落機能強化加算の経過措置に取り組みました。

4 交付金の配分割合および共同取組活動に配分された交付金の用途について

合計交付額35,568,819円のうち、共同取組活動費に約65%、個人に約35%が配分されました。なお、共同取組活動費の主な用途として、農地法面や農道の草刈り、水路の清掃、獣害防止柵の設置経費等に充てられました。